

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和3年7月30日

支出負担行為担当官

那覇地方法務局長 豊田英一

1 見積依頼に付する事項

(1) 工事名

令和3年度那覇地方法務局那覇第一地方合同庁舎機械設備改修工事

(2) 工事場所

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号

那覇第一地方合同庁舎

(3) 工事内容

本工事は、那覇第一地方合同庁舎地下1階に設置されている換気ファン、設置台及びダクト設備を撤去及び処分し、同設備と同等品以上の設備を新規に設置の上、既存ダクトの形状に合わせて接続するものである。

(4) 工期

令和3年11月30日（火）まで

(5) その他

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分において、法務省の令和3・4年度における「建築一式工事に係るD以上の等級」又は「管工事に係るC以上の等級」の一般競争参加者の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 見積書提出までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 見積書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていること。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (8) 後記4の入仕様書等の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

担当部局

〒900-8544

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎

那覇地方法務局会計課施設係（担当：富名腰）

電話：098-854-7960

4 仕様書等の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間

令和3年7月30日（金）から8月26日（木）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所等

上記3に同じ。

(3) 工事箇所の調査

見積書提出に当たり、必ず、事前に法務局職員に連絡した上で、工事箇所を調査し、工事内容を確認すること。

なお、業務の都合上、確認日時を指定する。

5 見積書等の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 「令和3・4年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書」の写し

ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書（役員名簿含む。）」

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により行うものとする。

(3) 提出場所

上記3のとおり

(4) 提出期限

令和3年8月26日（木）午後5時15分まで

また、提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、当該参加者が見積書の提出を辞退したものとみなす。

(5) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

(6) 工事費内訳書の添付

見積書提出時に、工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・最新版（国土交通省ホームページ等参照）に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難い場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

6 見積合わせの日時

令和3年8月27日（金）午後2時

7 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

8 その他

(1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(2) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(3) 契約書の作成の要否

否。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式

による工事請負請書を作成する。

- (4) 当該契約に係る請負代金額は、原則として1回で支払うものとする。
- (5) 請負者は、工事の目的物及び工事材料について工事保険契約を締結するものとする。
- (6) 発注者から受領した資料（図面、仕様書等を含む。）は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。
- (7) 受注者は、工事請負契約締結後、発注者が指定する各種書類を作成・提出すること。
（8）工事箇所の調査する際には、必ず事前に当局担当者の承認を得ること。
なお、見積詳細項目については、仕様書を目安とした上で、その他、本工事に必要と思われる項目を適宜加えること。
- (9) 詳細は那覇地方法務局オープンカウンター方式実施要領による。